

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	精神障害者医療扶助事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	保険年金課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	医療係							
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		11 保険・福祉医療		3 福祉医療を充実します									
		副目的	9-3													
	予算区分	款	3		項	1		目	3		大	3		中	4	
	根拠法令・個別計画	小牧市医療費の支給に関する条例														
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	精神障害者の医療保険及び自立支援医療適用後の通院医療費、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の医療保険適用後の医療費、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者以外の医療保険適用後の精神疾患での入院医療費の1/2の自己負担額を助成することで、必要な医療が安心して受けられるようにするとともに、精神障害者とその家族の経済的負担の軽減を図る。														
	内容 (手段)	<p>自立支援医療受給者証を受けた者に対し医療費受給者証を交付し受給者の資格管理を行った。指定された県内医療機関での自立支援医療適用後の通院医療費は現物給付で、県外医療機関が指定の者の医療費は償還払いで助成を行った。精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者の入院医療費並びに精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者以外の精神疾患での入院医療費の1/2の助成は償還払いにて行った。</p> <p>医療費の資格管理として過誤調整や高額療養費との調整を行い医療費の適正化を図った。</p> <p>平成26年10月診療分より、精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者の外来医療費に対しても助成を拡大し、手帳1, 2級所持者に新たに受給者証を交付し、外来入院ともに現物払いとする。</p> <p>※精神保健福祉手帳1,2級を所持している方の自立支援医療適用後の通院医療費、精神疾患の治療のための入院医療費の保険診療に係る自己負担分の助成は県補助対象であり、県が1/2を補助する。</p> <p>直接経費の内訳(H25決算額) 58,008,178円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費(文具類) 3,770円 ・印刷製本費(受給者証等) 37,000円 ・手数料(医療費算出・請求事務費) 938,034円 ・扶助費(医療費の助成金) 57,029,374円 <p>直接経費の内訳(H26予算額) 89,017,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費(文具類) 25,000円 ・印刷製本費(受給者証等) 76,000円 ・手数料(医療費算出・請求事務費) 916,000円 ・扶助費(医療費の助成金) 88,000,000円 														
	受益者負担	無														

コスト	費用			単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
		直接経費			千円	50,134	51,860	58,008
費用	正職員	従事者数	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
		人件費	千円	2,630	2,630	2,630	2,630	
	その他職員	従事者数	人	0.30	0.40	0.40	0.40	
		人件費	千円	555	743	616	616	
	費用合計			千円	53,319	55,233	61,254	92,263
	対前年比			%		103.5	110.9	150.6
財源	一般財源			千円	39,914	41,067	45,229	73,681
	国・県支出金			千円	13,405	14,166	16,025	18,582
	その他財源			千円	0	0	0	0

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	受給者数	人	目標	—	—	—
実績				1,533	1,570	1,685	
業	受診件数	件	目標	—	—	—	—
			実績	20,764	21,634	23,129	
績	医療費助成額	円	目標	—	—	—	—
			実績	49,176,702	50,895,621	57,029,374	
業	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	一人当たりの助成額	円/人	目標	—	—	—	—
実績			39,404	32,418	33,845		
績	一件当たりの助成額	円/件	目標	—	—	—	—
			実績	2,368	2,353	2,466	

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	受診件数、助成額ともに増加した。精神障がい者及び家族の経済的負担が軽減され、安心して必要な医療が受けられている。				
		事業実施における課題	社会的弱者に対する扶助という事業の目的は達成されているが、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度としていくため、医療費の削減への意識の向上を目指し適正受診につなげ、医療費を縮減するための施策を検討していく必要がある。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	社会生活を営むことが難しく、経済的基盤が弱い精神障害者の医療費の自己負担分の助成を廃止・縮小することは、対象家庭の経済的な負担を増加させ、市民サービスの低下となり、精神障がい者が安心して必要な医療を受けづらくなる。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者について、医療費助成の対象を全疾病に拡大し、障害者に対する公平な医療費助成を実施する。(平成26年10月診療分より実施) ジェネリック希望シールを受給者証に貼るようPRを行い、医療費の削減への意識の向上と実際の医療費の縮減につなげていく。				
平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)				
	判定理由	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の外来及び入院医療費の助成を開始することにより、3障がい(身体・知的・精神)に対する公平な医療費助成となり、現状では対象者等を含め適切な助成であると考えている。					
	27年度以降の改善案	転入者への制度の周知や受給者の資格管理等を徹底し適正な医療費の助成を図っていく。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。